

令和2年

第8回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 錄

令和2年8月31日 招集

阿賀野市農業委員会

令和2年 第8回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和2年第8回阿賀野市農業委員会総会は、令和2年8月31日(月) 午後1時30分より、
阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曽我憲司	2番 渡辺 隆	3番 上松千恵
4番 本間多佳子	5番 皆川光浩	6番 見尾田正行
7番 阿部萬紀夫		9番 菅井茂
10番 渡邊悟	11番 五十嵐佐敏	12番 遠山登
	14番 笠原尚美	15番 柳壽一
16番 大堀哲男	17番 小林章男	18番 相馬重男
19番 小嶋覚		

○推進委員

1番 渡邊聰	2番 加藤卓也	3番 辻繁雄
	5番 宮嶋市郎	6番 能勢山嘉雄
7番 羽田正栄	8番 上松浩二	9番 小林隆司
10番 伊藤剛栄	11番 細山徹也	12番 長谷川政男
	14番 青木等	15番 蕪木緑

3 欠席委員

○農業委員 8番 斎藤瑞穂 13番 松田昭悦

○推進委員 4番 中村孝幸 13番 松崎学

4 遅参委員 なし

5 早退委員 なし

6 会長の命により出席した者

事務局長	佐藤浩治
次長	木村秀行
主任	長谷川幸太
主事	涌井公大

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地転用事実確認証明書の交付について
日程第4	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の 決定について

日程第8 議案第5号 実勢賃借料の情報提供について
日程第9 その他の

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。 只今の出席委員は17名です。定足数に達しております。 本日の欠席委員は、8番 斎藤 委員、13番 松田 委員の2名です。 推進委員の欠席委員は、中村 委員と松崎 委員の2名欠席です。 それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。 10番 渡邊悟 委員、11番 五十嵐 委員、12番 遠山 委員を指名したいと思 いますが、これにご異議ございませんか。
委 員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	異議なしと認め、議事録署名委員を、10番 渡邊悟 委員、11番 五十嵐 委員、 12番 遠山 委員にすることに決定しました。 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りします。 会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委 員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに、決定しました。 本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、長谷川主任、涌井主事であります。 それでは、日程第3 報告第1号 農地転用事実確認証明書の交付について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 長谷川主任、お願いします。
事務局 (長谷川)	議案書1ページをご覧ください。 報告第1号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。 受付番号5番 申請者は記載のとおりです。 土地の所在が北本町、地目、台帳が畑・現況が宅地、地積14m ² です。 転用目的は雪降し場です。 許可年月日が平成元年3月22日、許可番号が新潟県指令芝農地第9079号です。 完了年月日は平成元年5月30日です。 申請地の確認状況は、7月31日、地区担当委員と事務局で確認してまいりました。 申請地は、既存の住宅敷地では雪捨て場が足りないため平成元年に5条転用申請し、 許可後に住宅敷地を拡張して現在に至ります。登記地目が畑のままであったため、このたび地目変更登記するものです。 場所につきましては、2・3ページの位置図・案内図をご覧ください。阿賀野郵便 局から北東へ400メートル程の住宅地の中に位置しています。 4ページの更正図には申請地を塗りつぶしで表示しました。 この農地転用事実確認証明書を8月4日付で申請者宛てに交付したことを報告いた します。 以上で報告第1号、農地転用事実確認証明書の交付について説明を終ります。
議長（小嶋）	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 この案件について、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいた

	<p>します。</p> <p>17番 小林 委員より現地確認報告をお願いいたします。</p>
委 員 (小 林)	<p>17番 小林です。ただ今事務局の報告のあったとおり何ら問題と見て参りました。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長 (小嶋)	<p>ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。 報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。</p>
委 員	(「な し」の声)
議長 (小嶋)	<p>質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。 続きまして、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。長谷川主任、お願いします。</p>
事 務 局 (長谷川)	<p>議案書の5ページをご覧ください。 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。 議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせて頂きます。 受付番号11番 小松字上裏野(カミウラノ)、地目 台帳・現況がともに畑、地積576m²、これを含めまして合計5筆で826.69m²です。 譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「兄への贈与」です。 以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。 最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。 また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。 次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないとの判断いたしました。 下限面積については、要件を満たしております。 また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。 以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終ります。</p>
議長 (小嶋)	<p>ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 これから審議に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願ひいたします。 よろしいでしょうか。</p>
委 員	(「な し」の声)
議長 (小嶋)	<p>質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>

委 員	(「異議なし」の声)
議長（小嶋）	<p>異議なしと認めます。従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>長谷川主任、お願ひします。</p>
事 務 局 (長谷川)	<p>6ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。</p> <p>受付番号2番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。</p> <p>土地の所在が福永字中新田（ナカシンデン）、地目 台帳・現況がともに畠、これを含めまして合計4筆で地積が289m²です。</p> <p>転用目的は住宅敷地の拡張・車庫用地で、資金計画は記載のとおりです。</p> <p>農地区分につきましては、籠田集落内の住宅が連たんしている区域内であり、第3種農地と判断しました。許可基準は、許可可能であります。</p> <p>転用事由は、申請地は自宅の入口付近に有り、農業機械の大型化や自動車の台数が増えたことにより既存の宅地では手狭になってきたため、自宅敷地を拡張し車庫を建築するものです。</p> <p>この案件については、農地転用に許可がいることを知らず、平成4年に宅地に造成して自宅敷地を拡張していた始末書付きの追認案件であります。</p> <p>場所につきましては、7・8ページの位置図・案内図をご覧ください。</p> <p>安田地区籠田集落内、籠田多目的集会所の北側に位置しております。</p> <p>9ページの更正図です。申請地は塗り潰しで表示しております。</p> <p>10ページは土地利用計画図です。申請地を太枠で囲んで表示しています。</p> <p>以上で議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終ります。</p>
議長（小嶋）	<p>ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。</p> <p>この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。</p> <p>7番 阿部 委員より現地確認報告をお願いいたします。</p>
委 員 (阿 部)	<p>7番 阿部です。今、事務局の説明のとおり始末書付きの案件ですが、10ページを見ていただきますと左側に車庫とありますが、カーポートでありますと、現在の世帯主さんが建てたものではなくて、20年位前に先代が建てたそうです。</p> <p>先代が亡くなり、最近になって無許可で建てたことがわかり、大変申し訳ありませんとのことでした。周りに農地もありませんし、取り壊すのも覚悟していたと反省しておりましたので、致し方ない案件と見て参りました。以上です。</p>
議長（小嶋）	<p>ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。</p> <p>これから審議に入ります。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委 員	(「な し」の声)
議長（小嶋）	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、</p>

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

長谷川主任、お願ひします。

事務局 11ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号16番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が山崎字横町（ヨコマチ）、地目 台帳・現況がともに畠、これを含めまして合計3筆、地積が667m²です。

転用目的は個人住宅建築用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年10月1日から令和3年3月31日まで、農地区分につきましては、当該地が阿賀野市笛神支所から概300m以内にあり、第3種農地と判断しました。

転用事由は、申請者は親世帯と同居していますが子供が産まれ手狭になったため、実家近くの申請地を購入して新居を建築するものです。

※転用面積が一般個人住宅の場合、県の事務処理要領では概ね500m²以内が目安となっていますが、申請地は歪（いびつ）な形であり、分筆しても残った農地が耕作しにくい形となり、また、住宅に囲まれ効率的な耕作に資する面積や立地条件ではないと考え、住宅用地として一体的に使用することはやむを得ないものと判断いたしました。

場所につきましては、12ページ・13ページの位置図・案内図をご覧ください。申請地は阿賀野市笛神支所から北へ250メートル程に位置し、周囲は笛神体育館や笛神中学校があり、公共施設や住宅が連たんしている区域内にあります。

14ページには更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

15ページは土地利用計画図、排水計画図を掲載しています。生活雑排水は前面道路に下水道本管が無いため、隣接する宅地所有者の同意を得て排水設備を隣接する宅地に設置して公共下水道に接続します。雨水は前面道路側溝へ流す計画となっております。

16ページには住宅の平面図を掲載しています。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わりります。

議長（小嶋） ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件について、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

2番 渡邊 隆 委員より現地確認報告をお願いいたします。

2番4渡辺です。現地は笛神体育館のすぐ裏側で、畠が並んでいる一角にあります。

事務局の説明のとおり雨水は道路側溝に流し、生活雑排水は公共下水道に接続します。

申請地は道路より少し低くなっていますが、土留めをして盛土をする計画とのことで、隣の畠には迷惑のかかからないものと思われ、特に問題ないものと見て参りました。

議長（小嶋） ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願ひいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委 員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代します。

— 説明員 交代 涌井 主事 —

続きまして、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規程による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

涌井 主事、お願いします。

事務局（涌井） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は、賃借権設定 14件、27筆、25,421 m²となります。

17ページをご覧下さい。

譲渡人、譲受人及び更新案件の読み上げを省略させていただきます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。

受付番号1番 土地の所在が小浮字土居外（ドイソト）、台帳・現況とも畠、1,489 m²、これを含め合計2筆、1,790 m²を令和2年9月11日から令和12年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

受付番号2番 土地の所在が新座下、台帳・現況とも畠、653 m²、1筆を令和2年9月11日から令和12年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

受付番号3番 土地の所在が小浮字前島（マエジマ）、台帳・現況とも畠、328 m²、1筆を令和2年9月11日から令和2年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

受付番号4番 土地の所在が小浮字前島（マエジマ）、台帳・現況とも畠、335 m²、1筆を令和2年9月11日から令和12年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

受付番号5番 土地の所在が小浮字前島（マエジマ）、台帳・現況とも畠、385 m²、1筆を令和2年9月11日から令和12年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

受付番号6番 土地の所在が小浮字前島（マエジマ）、台帳・現況とも畠、348 m²、1筆を令和2年9月11日から令和12年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

18ページになります

受付番号 7 番 土地の所在が小浮字前島（マエジマ）、台帳・現況とも畠、155 m²、1筆を令和2年9月11日から令和12年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

受付番号 8 番 土地の所在が小浮字前島（マエジマ）、台帳・現況とも畠、335 m²、1筆を令和2年9月11日から令和12年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

受付番号 9 番 土地の所在が小浮字前島（マエジマ）、台帳・現況とも畠、313 m²、1筆を令和2年9月11日から令和12年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

受付番号 11 番 土地の所在が小浮字前島（マエジマ）、台帳・現況とも畠、967 m²、1筆を令和2年9月11日から令和12年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

受付番号 12 番 土地の所在が嶋瀬字村前（ムラマエ）、台帳・現況とも畠、488 m²、1筆を令和2年9月11日から令和12年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

受付番号 13 番 土地の所在が小浮字前島（マエジマ）、台帳・現況とも畠、201 m²、1筆を令和2年9月11日から令和12年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

受付番号 14 番 土地の所在が小浮字前島（マエジマ）、台帳・現況とも畠、293 m²、1筆を令和2年9月11日から令和12年9月10日まで、10a当たり5,000円で賃貸借するものです。

受付番号 15 番は更新案件ですので読み上げを省略します。

以上でありますが、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

- ・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
- ・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められるこ
と。
- ・農作業に、常時 従事すると 認められること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合
の備えるべき要件である、
- ①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと
見込まれること。
- ②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。
の各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規程による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願ひいたします。
よろしいでしょうか。

委 員

（「な し」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規程による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規程による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代します。

— 説明員 交代 木村次長 —

続きまして、日程第8 議案第5号 実勢賃借料の情報提供について、を議題いたします。事務局の説明をお願いします。

木村 次長、お願いします。

事 務 局
(木 村)

議案第5号 実勢賃借料の情報提供について説明を申し上げます。

それでは、はじめに議案 2ページの参考をご覧ください。

農地法第52条で、農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借貸等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。と規定されております。

また、【農地法運用通知第5】に農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供することとして、具体的に

①賃借料情報を提供する区分の決定

②賃借料データの収集

③賃借料データの区分

④賃借料水準の計算

⑤賃借料情報の提供 とあり、④で求めた賃借料水準を賃借料情報として農業委員会のホームページ、農業委員会だより等の広報媒体を活用して広く提供する。この際、算出した賃借料水準を区分ごとに地図上に示す等により利用者に分りやすい情報提供に努めることとなっています。

それでは、議案書の 1ページをご覧ください。

【今回のデータ収集・分析に当たっての考え方】であります。

今年度の分析データは、(令和元年 6月～令和2年5月)5,851件(前年6,152件)を基にして、「実勢賃借料の情報提供」をすることとなります。

分析の結果は、議案書の表のとおりであります。これを阿賀野市実勢賃借料として、昨年同様に図面を作成し、全農家への配布と阿賀野市ホームページにより公表を行うこととしたいと思います。また、農家に対しては、お手元のA3判の別途資料の賃借料情報地図の左上に圃場条件、昨今の農業情勢を考慮して両者で協議願うことを明記したいと考えています。

それでは、阿賀野市実勢賃借情報の分析状況について、資料として用意した説明資料の3枚目の比較表に基づき、主だった傾向についてご説明いたします。

区分として、田においては、は京ヶ瀬地区・水原地区が1つ、安田地区・笹神地区が3つで8区分、そして市全体の畳を加えて合計9区分となっております。

小作料の支払いについては、現金と物納の二者選択となります。地域性によりそのバランス割合が異なっています。

平均額は前年と比較して、金額では安田1地区は1,100円の増、安田2地区は700円の減、水原地区は300円の減、京ヶ瀬地区は200円の増、笹神1地区は600円の増、笹神2地区は3,200円減、笹神3地区は1,400円の減となっております。

物納については、安田1地区で5kgの減、安田2地区は1kgの減、安田3地区は3kgの増、水原地区は同じ、京ヶ瀬地区は6kgの減、笹神1地区は同じ、笹神2地区は24kgの増、笹神3地区は3kgの増となっております。

	件数的には市全体の 87.4 % (昨年 91.0%) が金額による契約で、物納は、12. 6% (昨年 9.0%) と、昨年と比べて物納の割合が約 2.6% 上がりました。4 地区とも増加しており、合計で昨年比 182 件、135, 452 m ² が増加しております。 畠につきましては、事例数が少ないですが、昨年と同額となっております。 以上で議案第 5 号 実勢賃借料の情報提供について説明を終ります。
議長（小嶋）	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 これから審議に入ります。議案第 5 号 実勢賃借料の情報提供について、ご質疑がございましたらお願ひいたします。 よろしいでしょうか。
委 員	（「なし」の声）
議長（小嶋）	質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第 5 号 実勢賃借料の情報提供について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。
委 員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	異議なしと認めます。 従いまして、議案第 5 号 実勢賃借料の情報提供について、原案のとおり承認することに決定いたしました。 続きまして、日程第 9 その他について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（特になし）
議長（小嶋）	特にないそうですが、その他に皆さんの方から何かございませんか。 よろしいでしょうか。
委 員	（「なし」の声）
議長（小嶋）	はい、特にないようでございます。 それでは、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

閉会 14時07分

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年 8月31日

議事録署名委員 10番

印

議事録署名委員 11番

印

議事録署名委員 12番

印

議長
農業委員会長

印